

# 健保だよい



## ◆～～新年のご挨拶～～◆

昭和飛行機健康保険組合

理事長 小室 雅裕

あけましておめでとうございます。

被保険者ならびにご家族のみなさまにおかれましては、清々しい新年を迎えたこととお慶び申し上げます。また、日頃より当健康保険組合の事業運営につきまして多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて健康保険組合の財政においては、非常に厳しい状況が続いております。少子高齢化が進む我が国では、昨年2025年に団塊の世代がすべて75歳以上となりました。2040年にかけてさらに高齢者人口が増え続けることが予想され、健保組合の支出の4割を占める高齢者医療拠出金は今後も増え続けることが見込まれています。

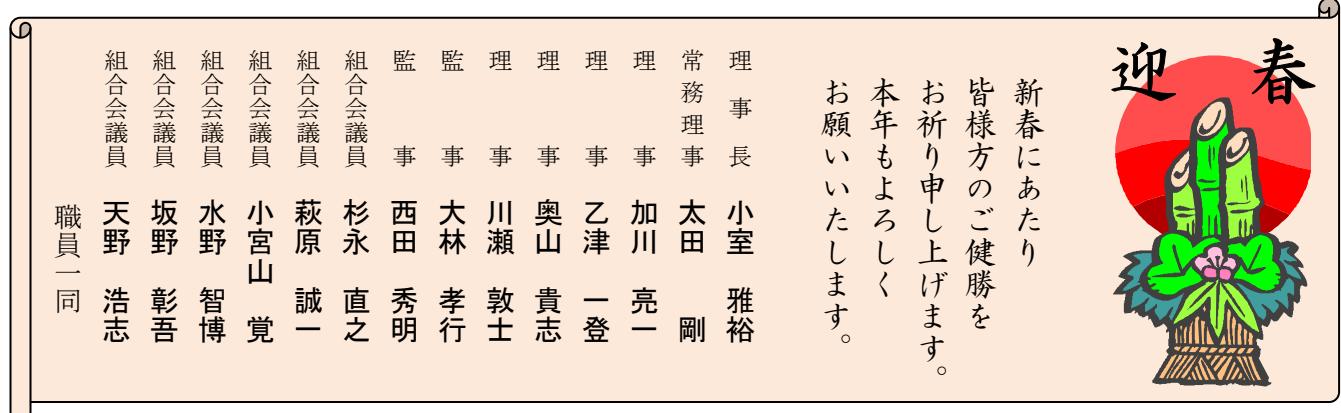
こうしたなか健康保険組合連合会は、「ポスト2025」新提言をまとめました。国民の皆さんに向けて、“制度への理解”“自分の健康を自分で守る意識”“セルフメディケーションの心がけ”の「3つのお願い」を提示しています。一方、健保組合としては“健診を受診しやすいような働きかけ”“丁寧な保健指導”“健康づくりに役立つ情報発信”“職場環境に応じた予防・健康づくりへの取り組み”の「4つの約束」を掲げています。当健保組合といたしましても、これらの提言に沿って事業を進めつつ、現役世代の負担軽減、国民皆保険制度の維持に向けて国に対して働きかけてまいります。

昨年12月には、医療DX推進の一環として従来の健康保険証は使用できなくなり、マイナ保険証を基本とした仕組みに移行しました。マイナ救急やスマホ搭載など便利で安心の医療が実現しつつありますので、ぜひともご活用をお願いいたします。

また2026年4月からは、子ども・子育て世帯を社会全体で支える新たなしくみ「子ども・子育て支援金」が導入されます。事業主・加入員の皆さん方にはご理解、ご協力ををお願い申し上げます。

今年は年明けからミラノ・コルティナ2026冬季オリンピック、2026ワールドベースボールクラシック、2026FIFAワールドカップと、世界規模の大会が立て続けに開催され、スポーツの機運が高まる年となります。ぜひみなさまも体を動かし、健康づくりにお努めいただければ幸いです。

結びに、みなさまの本年の健康とご多幸を心よりご祈念申し上げて、新年のご挨拶とさせていただきます。



## 被保険者及び被扶養者のみなさまへ

『個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）』では、「個人情報取扱事業者」とは、5千人分以上の個人情報を保有している民間企業等の全てが該当します。健保組合の場合は、レセプト（医療費の請求明細書）など重要度の高い医療情報を取り扱っていることから、厚生労働省のガイドラインによって、保有する個人情報の人数に関係なく、「個人情報取扱事業者」と全く同様の義務が課せられることとなっておりますことから、加入者である被保険者及び被扶養者のみなさまへ、今回下記事項についてお知らせいたします。

なお、「個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）」及び「個人情報の利用目的」については、当健保ホームページ（<https://www.showa-aircraft-kenpo.or.jp>）に掲載しておりますのでそちらをご参照ください。

### 個人情報の共同利用について①

当健康保険組合（以下「組合」という。）は、その保有する個人情報（個人データ）について、次のとおり共同での利用を行いますのでお知らせいたします。  
高額医療給付に関する交付金交付事業におけるレセプト（個人情報）の取扱いは、個人情報保護法第23条第4項第3号の規定に基づく、「個人データの第三者への提供にあたらない共同利用」に該当しますが、その取扱いについては共同事業として実施（利用）する旨を明確にした上で、①共同事業で個人データを利用する趣旨、②共同して利用する個人データの項目、③個人データを取り扱う人の範囲、④取扱う人の利用目的、⑤データ管理責任者の氏名または名称について、あらかじめ本人に通知するか、ホームページ、広報紙・誌（年4回以上）、組合事務所及び事業所への掲示、パンフレットやチラシの配布など、取り得るべき広報手段を用いて継続して公表する - こととされておりのことから、このお知らせを行うものです。

#### 記

「高額医療給付に関する交付金交付事業」につきましては、健康保険法附則第2条に基づき、健保連と健保組合が共同で実施している事業です。

この事業は、当健康保険組合に、高額な医療費が発生した際、その費用の一部が健保連から交付されるものです。交付申請にあたっては、「診療報酬明細書」（調剤報酬明細書を含む。以下レセプト）の写し及び当該レセプトに係る患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記載した「交付金交付申請総括明細書」を健保連・組合財政支援グループに提出することとなっております。健保連ではこれを交付申請の審査・決定ならびに、高額医療費の分析等（高額医療費の動向に関する記者発表のための基礎資料）に利用しております。

また、健保連におけるデータ取扱者については、組合サポート部交付金交付事業高額医療グループ、業務委託先（交易財団法人 日本生産性本部・ICT・ヘルスケア推進部及び協力会社）となっております。さらに、データ保有期間については、申請の時効の扱い等の関係上、レセプトのコピーについては、1年程度保存し、その後イメージデータ化したものを4年程度保存しております。

なお、レセプトの取扱いを含む「高額医療給付に関する交付金の申請書類」の管理責任体制につきましては、当組合データ管理責任者 常務理事、健保連・組合財政支援グループデータ管理責任者 組合サポート部交付金交付事業高額医療グループマネージャーとなっております。

### 個人情報の共同利用について②

当健康保険組合（以下「組合」という。）は、その保有する個人情報（個人データ）について、次のとおり共同での利用を行いますのでお知らせいたします。  
なお、個人情報保護法第23条第4項第3号において、「①個人データを共同して利用すること、②共同して利用される個人データの項目、③共同して利用する者の範囲、④利用目的及び⑤個人データの管理責任者の氏名・名称について、本人が容易に知り得る状態に置いているとき」は、当該個人情報（データ）の提供を受ける者は第三者に該当しないことから、あらかじめ本人の同意を得ずに当該個人情報（個人データ）を他に提供できることとされています。

#### 1. 共同利用する個人情報（個人データ）の項目

生活習慣病予防検診の受診者に係る以下の項目

氏名、生年月日、住所、電話番号、事業所名、事業所社員コード、健診未実施項目、健診種目名、  
健診受診日、健診実施機関名、健診実施機関所在地、  
相談・指導内容、所見

#### 2. 共同利用する者の範囲

※次のとおり

#### 3. 共同利用目的

当組合は共同利用者と健康診断等の事業を共同して行います。

被保険者に対して、健診結果に基づく事後指導等を効果的に行うため、個人情報を共同で利用します。

#### 4. 個人情報の管理について責任を有する者

・東京都昭島市代官山2丁目4番4号  
昭和飛行機健康保険組合  
常務理事 太田 剛  
・各事業所責任者 ※次のとおり

#### 5. 利用停止の手続

共同利用の停止を希望される方は、下記にご連絡ください。

担当 健保組合（原島）まで

電話 042-541-2128【直通】 (Fax 042-544-9269)

## 事業所別共同利用者及び個人情報管理責任者名

事業所名	共同利用者	個人情報管理責任者
昭和飛行機工業㈱	東京都昭島市代官山3-1-1 昭和飛行機工業㈱	東京都昭島市代官山3-1-1 昭和飛行機工業㈱ 常務執行役員 小室 雅裕
J AM東京千葉昭和飛行機労働組合	東京都昭島市代官山2-9-2 J AM東京千葉昭和飛行機労働組合	東京都昭島市代官山2-9-2 J AM東京千葉昭和飛行機労働組合 執行委員長 乙津 一登
昭和飛行機健康保険組合	東京都昭島市代官山2-4-4 昭和飛行機健康保険組合	東京都昭島市代官山2-4-4 昭和飛行機健康保険組合 常務理事 太田 剛
昭和の森総合サービス㈱	東京都昭島市代官山2-3-1 昭和の森総合サービス㈱	東京都昭島市代官山2-3-1 昭和の森総合サービス㈱ 代表取締役社長 佐藤 剛
アーバンリゾーツ昭和の森㈱	東京都昭島市代官山2-10-1 アーバンリゾーツ昭和の森㈱	東京都昭島市代官山2-10-1 アーバンリゾーツ昭和の森㈱ 代表取締役社長 鎌木 政俊
㈱メトス	東京都中央区築地6-16-1 ㈱メトス	東京都中央区築地6-16-1 ㈱メトス 代表取締役社長 吉永 昌一郎
昭和飛行機都市開発㈱	東京都昭島市代官山2-10-1 昭和飛行機都市開発㈱	東京都昭島市代官山2-10-1 昭和飛行機都市開発㈱ 代表取締役社長 永瀬 敏夫
昭和の森スマイルケア㈱	東京都昭島市代官山3-1-1 昭和の森スマイルケア㈱	東京都昭島市代官山3-1-1 昭和の森スマイルケア㈱ 代表取締役社長 森本 大

### 『医療費のお知らせ』の配付に伴う事前同意について

当健康保険組合では、医療給付が発生した加入者に対して、その世帯に属する家族分を一括して毎月被保険者宛にお知らせしているところですが、このお知らせには病院等にかかった方の氏名、医療機関名、医療費等個人情報が含まれており、家族の方から見ますと、第三者である被保険者へ個人情報が提供されていることとなります。個人情報保護法第23条の規定では、原則として、あらかじめ本人の同意がなければ、保有する個人情報（個人データ）を第三者に提供することができません。しかしながら、本人（=加入者。つまり被保険者及び被扶養者の方。）にとって利益となるもの、または事業者側（=健保組合）の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるとはいえないものについては、厚生労働省のガイドラインによって包括的な同意でよいことなっています。

従いまして、当健康保険組合では、この医療費のお知らせを世帯単位で被保険者宛通知することの同意を、包括的な同意とさせていただきますので、同意された方につきましては、当健康保険組合までご連絡ください。

健康に関するお悩みは  **『みんなの家庭の医学』(アプリ) をご利用ください。**

(『App Store』『Google Play』よりダウンロードしてください。)

相談は... メール及び電話で (ココロの相談も受け付けます。)

**0120-112-576** へ [無料] ※プライバシーは守られます。

### この機関紙又は個人情報に関するお問合せ先

昭和飛行機健康保険組合  
電話 042-541-2128 Fax 042-544-9269  
E-mail t.harashima@showa-aircraft.co.jp